

児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

問題 136 子ども・家庭の生活実態に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 「令和4年版男女共同参画白書」(内閣府)によると、子供がいる世帯の妻の就業状態は、パートタイム労働よりフルタイム労働の割合が高くなっている。
- 2 「令和4年版犯罪白書」(法務省)によると、少年の刑法犯等検挙人員は令和3年には戦後最大となった。
- 3 「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(文部科学省)によると、いじめの認知(発生)件数は、令和2年度に比べ減少した。
- 4 「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果の概要」(厚生労働省)によると、母子家庭の世帯の平均年間収入は、同年の国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得の約8割である。
- 5 「令和3年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究」の小学校調査によると、「ヤングケアラーと思われる子どもの状況」(複数回答)では、「家族の通訳をしている(日本語や手話など)」に比べて、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が多い。

(注) 「令和3年度ヤングケアラーの実態に関する調査研究」とは、株式会社日本総合研究所が、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(厚生労働省)として実施したものである。

問題 137 児童福祉法の総則規定に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 全て国民は、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重されるよう努めなければならない。
- 2 全て保護者は、その養育する児童の福祉を等しく保障される権利を有する。
- 3 国は、児童を育成する第一義的責任がある。
- 4 全て国民は、児童の最善の利益を実現しなければならない。
- 5 全て児童は、家庭で育てられなければならない。

問題 138 事例を読んで、R市子育て支援課のB相談員(社会福祉士)がR市で利用可能なサービスの中から紹介するものとして、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Cさん(2歳)の母親であるDさんは、他の子どもと比べてCさんの言葉が遅れていると気に病むようになり、外に出かけにくくなった。心配したCさんの祖母がDさんと共にR市子育て支援課に相談に来た。Bは、2人の話を聞き、どのようなサービスが利用可能かを一緒に検討することにした。

- 1 保育所への入所
- 2 母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)の利用
- 3 児童館の利用
- 4 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の利用
- 5 児童相談所の利用

問題 139 児童扶養手当に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 生活保護を受給していることが支給要件である。
- 2 児童扶養手当法における児童とは、障害がない子どもの場合、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 3 児童扶養手当は児童手当と併給できない。
- 4 支給額は、世帯の収入にかかわらず一定である。
- 5 父子世帯は、支給対象外となる。

問題 140 次の記述のうち、次世代育成支援対策推進法に関して、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 少子化に対処するための施策を総合的に推進するために、全ての児童が医療を無償で受けることができる社会の実現を目的としている。
- 2 都道府県及び市町村には、10年を1期とする次世代育成支援のための地域における行動計画を策定することが義務づけられている。
- 3 政府には、少子化に対処するための施策を指針として、総合的かつ長期的な労働力確保のための施策の大綱を策定することが義務づけられている。
- 4 常時雇用する労働者の数が100名を超える事業主(国及び地方公共団体を除く)は、一般事業主行動計画を策定しなければならない。
- 5 都道府県を基盤とした一元的な保育の給付について規定されている。

問題 141 特別養子縁組の制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 配偶者のない者でも養親となることができる。
- 2 養子となることができる子の年齢上限は、6歳である。
- 3 養親には離縁請求権はない。
- 4 特別養子縁組の成立には、実親の同意は原則として必要ではない。
- 5 特別養子縁組は、都道府県が養親となる者の請求により成立させることができる。

問題 142 事例を読んで、この時点でのU児童養護施設のE家庭支援専門相談員(社会福祉士)の対応について、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Fさん(40歳代, 男性)は、息子Gさん(8歳)と父子家庭で生活していた。Gさんが3歳の時に、Fさんによる妻への暴力が原因で離婚した。Fさんは、行儀が悪いと言ってはGさんを殴る、蹴る等の行為が日常的にみられた。額にひどいあざがあるような状態でGさんが登校したことから、学校が通告し、GさんはU児童養護施設に措置された。入所後、家庭支援専門相談員であるEがFさんに対応している。FさんはEと会う度に、「自分の子どもなのだから、息子を返して欲しい」と訴えていた。Gさんとの面会交流が進んだ現在では、「返してもらうにはどうしたらよいのか」と発言している。

- 1 Fさんに二度と叩かないことを約束すれば、家庭復帰できると伝える。
- 2 Fさんが反省しているとわかったので、家庭復帰できると伝える。
- 3 Fさんに「なぜ叩いたのですか」と問い反省を求める。
- 4 Fさんが体罰によらない子育てができるよう一緒に考える。
- 5 Fさんは暴力による方法しか知らないのだから、家庭復帰は諦めるようにと伝える。